

事 務 連 絡

平成 1 9 年 2 月 1 6 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護給付費等の算定に関する Q & A (V O L . 2) について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、「介護給付費等の算定に関する Q & A (V O L . 2) 」を取りまとめましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
居住支援係 坂本・滝澤

T E L : 0 3 - 3 5 9 5 - 2 5 2 8 (内線 : 3 0 9 1)

F A X : 0 3 - 3 5 9 1 - 8 9 1 4

介護給付費等の算定に
関する Q & A
(V O L . 2)

問１ ケアホームにおける夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算については、１人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数及び当該利用者の障害程度区分に応じた加算額が設定されているが、どの時点における利用者数及び障害程度区分を基準とすれば良いのか。

（答）

１．夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算については、１人の夜間支援従事者が支援する利用者数及び障害程度区分に応じて加算額が算定することとしているが、当該利用者数については、指定共同生活介護事業者が都道府県知事へ提出する加算に関する届出書に記載された人数を適用するものとする。

なお、１人の夜間支援従事者が支援する利用者数に入退去などにより変動が生じた場合には、再度、都道府県知事へ変更を届け出るものとし、当該変更届に伴うこれらの加算の算定期間については、変動が生じた日が当該月の１日である場合は当該月から、当該月の２日以降である場合は翌月の１日から算定を開始するものとし、変更届については速やかに都道府県知事へ届け出ること。

２．また、利用者数に変動がなく、障害程度区分のみ変更が生じた場合については、再度、都道府県知事へ変更を届け出るものとし、当該変更届に伴うこれらの加算の算定期間については、変更が生じた日から算定を開始するものとする。

問2 小規模事業加算について、平成18年9月30日以前から、共同生活住居（A住居：定員4人）を有するグループホーム事業所について、次に該当する場合、どのように算定すればよいか。

- （1）平成18年10月1日以降、B住居（定員2人）を確保し、1人の世話人がA住居及びB住居を巡回しながら支援する場合
- （2）平成18年10月1日以降、B住居（定員5人）を確保し、A住居及びB住居にそれぞれ専任で世話人を配置する場合

（答）

ご指摘の場合については、以下のとおり取り扱うこととされたい。

（1）については、1人の世話人が複数住居の支援を行い、かつ、事業所として定員が6人以上であることから、小規模事業加算は算定できない。

（2）については、A住居の利用者のみ、4人定員の小規模事業加算を算定する。

問3 夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算について、2つの共同生活住居（A住居：利用者4人、B住居：利用者5人）を有するケアホーム事業所であって、次に該当する場合に、どのように算定すればよいか。

- （1）平成18年4月1日以前から夜間支援体制を確保しており、共同生活住居ごとに夜間支援従事者を配置している場合
- （2）A住居について平成18年4月1日以前から、B住居について平成18年10月1日から夜間支援体制を確保しており、共同生活住居ごとに夜間支援従事者を配置している場合
- （3）A住居について平成18年4月1日以前から、B住居について平成18年10月1日から夜間支援体制を確保しており、1人の夜間支援従事者がA住居及びB住居を巡回する場合

（答）

ご指摘の場合については、以下のとおり取り扱うこととされたい。

（1）については、

ア A住居の利用者4人について、夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が10人以下の場合の加算額を、小規模事業夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が4人の場合の加算額を算定し、

イ B住居の利用者5人について、夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が10人以下の場合の加算額を、小規模事業夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者5人の場合の加算額を算定する。

（2）については、

ア A住居の利用者4人について、夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が10人以下の場合の加算額を、小規模事業夜間支

援体制加算にあっては夜間支援対象者が 4 人の場合の加算額を算定し、

イ B 住居の利用者 5 人について、夜間支援対象者が 10 人以下の場合の夜間支援体制加算のみを算定する。

(3) については、A 住居及び B 住居の利用者数 9 人について、夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が 10 人以下の場合の加算額を、小規模事業夜間支援体制加算にあっては、事業規模の拡大を図る観点から、平成 18 年 4 月 1 日以前に夜間支援体制を確保していた事業者の夜間支援従事者が、平成 18 年 10 月 1 日以降、新たな共同生活住居の利用者にも夜間支援体制を確保した場合にあっては、A 住居及び B 住居の利用者数 9 人に対して、夜間支援対象者が 9 人の場合の加算額を算定する。

問 4 入院時支援特別加算の算定要件として、「当該事業所の従業者が、個別支援計画に基づき、利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行うこと」となっているが、当該従業者が病院又は診療所を訪問する時期について、当該利用者の入院日及び退院日も含まれると解してよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。